

役員向け

気をつけてほしい 国内・海外の法規制

東海大学法科大学院
教授・弁護士 六川浩明

企業の情報管理をご担当されている役員および管理職の方々は、企業の情報管理に関する法制度が国内外において大きく変わろうとしている現状を把握し、適切な対応をとるべきである。本稿においては、変遷しようとしている国内外の情報管理に係る法制度等のうち、主要なものを取り上げることとしたい。

1 プライバシーと 個人情報保護法制

(1) 国内の動向

昭和39年にプライバシー概念が東京地裁判決に登場した以降、プライバシー侵害は民事事件においては、民法上の不法行為または国賠法に基づく損害賠償請求訴訟の請求原因として、名誉毀損と並び、しばしば取り扱われてきた。最判平15.9.12は、プライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切った行為はプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成すると判示し、最判平20.3.6は、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」は憲法13条によって保護されると判示した。

平成17年よりわが国で施行されている個

人情報保護法は、新しい法的概念である個人情報・個人データ・保有個人データに含まれるものは何かという論点、および、個人データを第三者に提供する際の許容要件の射程範囲という論点を中心として、混乱を惹起し、いわゆる過剰反応が社会問題化してきた⁽¹⁾。

また、わが国の個人情報保護法は、1980年のOECD8原則を踏まえ、1995年EUデータ保護指令25条および26条に定める個人データの第三国移転の充分性基準を目指したものであったはずであろうが、結果としてEUは、日本の個人情報保護法制は当該充分性の基準を充足していないと判断している⁽²⁾。

ある識者は、わが国の個人情報保護法制度は、外圧への対処という点で失敗し、国内における適用の場面でも様々な過剰反応を生み、むしろ必要な情報が共有されない

(1) 過剰反応の事例については宮下紘『個人情報保護の施策』（朝陽会、2010）。

(2) 堀部政男「プライバシー・個人情報保護の国際的整合性」52～59頁（堀部政男編著『プライバシー・個人情報保護の新課題』（商事法務、2010））。

事態を生んだという点で、二重の失敗だったと評価している⁽³⁾。

個人情報保護法は今後改正される方向であり平成26年6月までに法改正の内容が大綱として取りまとめられ、平成27年通常国会への法案提出を目指すとされている。

個人情報保護法の改正のあり方については、通則法を改正せずに医療等の個別法を制定するという議論があったが、通則法それ自体を改正する方向であれば、医療等の個別法を制定する必要性は高くないかもしれない。

保護されるパーソナルデータの範囲については、実質的に個人が識別される可能性を有するものとし、個人が特定される可能性を低減した個人データについては、個人情報およびプライバシーの保護への影響に留意しつつ、第三者提供における本人同意原則の例外として新たな類型が創設され、新たな類型に属するデータを取り扱う事業者が負うべき義務等が法定される予定である。

一方、ビッグデータ等を利用することによる個人情報およびプライバシー保護の要請もさらに高まることが想定されることから、プライバシー性が極めて高いセンシティブデータについては新たに類型が設けられ、その特性に応じた取扱いがなされる予定である⁽⁴⁾。

また、プライバシー侵害につながるような事態発生の危険性や影響を事前に評価する仕組み（プライバシー影響評価PIA）⁽⁵⁾も検討される予定である。企業にとって、プライバシー侵害は、いったん発生してしまえば、事後に損害賠償をすることは可能であっても、それによりプライバシー侵害がなくなるわけではなく、事後的な救済には限界がある。したがって、プライバシー侵害が発生しないような予防措置が最重要になる⁽⁶⁾。そのような意味からも、わが国において、今後、プライバシー影響評価の仕組みが普及していく可能性がある。

個人情報およびプライバシーの保護を図りながら新しい事業を推進し創造する可能性の検討については、近時、様々な検討会が開かれ、多くの報告書が出されている⁽⁷⁾。

(2) EU・米国の動向

海外事業を展開する企業は進出先の国および地域の情報保護法制に対応すべきであることはもとより、海外事業を展開しない企業であっても情報処理事業を海外企業に委託するような場合には、海外での情報管理も重要な業務となる。

海外での最近のプライバシー保護に関する法制度に関する主な展開として、OECDは1980年に採択したOECDプライバシーガ

⁽³⁾ 樋口範雄「ビッグデータと個人情報保護—医療情報等個別法を論ずる前提として」（『高橋和之先生古稀記念 現代立憲主義の諸相』（有斐閣、2013）236頁）。

⁽⁴⁾ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「第5回 パーソナルデータに関する検討会」（平成25年12月10日）に提出された「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針案（事務局提出資料）」

⁽⁵⁾ 瀬戸洋一ほか『プライバシー影響評価PIAと個人情報保護』（中央経済社、2010）。なお、プライバシー影響評価は、平成25年5月24日に成立した社会保障と税に関するいわゆる番号法26条1項において「特定個人情報保護評価」としてわが国で初めて明文化された。

⁽⁶⁾ 宇賀克也「プライバシー影響評価」（『高橋和之先生古稀記念 現代立憲主義の諸相』（有斐閣、2013）205頁）。

⁽⁷⁾ ほんの一例であるが、総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会（第二次提言案）」（平成22年5月）、総務省「スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーション」（平成24年8月）、経済産業省「平成22年度医療情報化促進事業—どこでもMY病院構想及びシームレスな地域連携医療の実現に向けた実証事業—成果報告書」（平成24年3月）、厚生労働省「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」（平成24年9月）。

イドラインについての修正案を平成25年7月に採択し同年9月に公表した。データ管理者として、プライバシーリスク評価に基づく適切な保護措置を実施すること等を含むプライバシーマネジメントプログラムの構築等について責任を有すること(15条)等が新たに加わっている⁽⁸⁾。

EUは、1995年EUデータ保護指令をEUデータ規則として制定しようとしており⁽⁹⁾、平成25年10月に欧州議会内のLIBE (Civil Liberties, Justice and Home Affairs委員会)において採択され、今後、欧州議会および欧州連合理事会での合意を目指す。当該規則案には仮名データ(4条2a項)、消去する権利(17条)、データ保護に係るバイデザインおよびバイデフォルト(23条)、EU法によって承認されない移転または開示(43条a項)等が加わっている。

一方、米国政府は、これまでの複数の個別のプライバシー保護に関する連邦法では保護の対象とされてこなかったネット空間での消費者のプライバシー保護について、平成24年2月に消費者データプライバシー保護法案の骨子(Consumer Data Privacy in a Networked World)を連邦議会に提示したが、いまだに当該法案の条文案が出来上がっていないせいか、連邦議会が当該法案を審議するに至っていない⁽¹⁰⁾。

もっとも、米国の各州政府および議会は、ネット空間でのプライバシー保護に多大な関心を有しているせいか、少なからずの州法において2012年および2013年に、重要な州法改正案が審議されており、州法改

正や新州法が制定されるに至っていることもある⁽¹¹⁾。

例えば、コネチカット州法およびデラウェア州法では管理職が従業員の電子メールの送受信内容をモニタリングする際は当該従業員に対する事前の通知を必要とするようになった。多くの州法改正案では、現在の従業員に対し、または新規従業員との雇用契約時に、ソーシャルネットワークのアカウントに使用しているユーザーネームやパスワードを提出させることを禁止している。

17州の州法では、公的機関がウェブサイト構築する際にプライバシーポリシーを定めることが義務付けられることとなった。カリフォルニア州法では青少年が購入することを禁止されている物やサービスについては、青少年に対してネットを通じて広告やマーケティング活動をするのを禁止する。モンタナ州法では、全米で初めて、警察が被疑者の居所を追跡するために当該被疑者の携帯電話記録を利用するには捜索令状を取得することが要求されるようになった。

EUによるルール制定は包括的であり世界の関心を集めているが執行力が弱いと評価されており、一方、米国のプライバシー保護規制は個別の立法によっており、EUのような包括的なものでないが、FTCによる執行力が強いと認識されている。米国のプライバシー保護規制の立案に関わる識者は、個人データ規制の取得と利用のうち、今後は、いかに不適切な利用を防ぐべきであるかに重点を置くべきであると述べている⁽¹²⁾。

⁽⁸⁾ OECDの平成25年改正ガイドラインの仮訳はJIPDEC(日本情報経済社会推進協会)のHPに掲載されている。

⁽⁹⁾ 加盟国は指令(directive)を国内法化する義務を負っているが、一方、規則(regulation)が発効すると自動的に国内法となり批准のような国内措置を必要としない。中西優美子『EU法』(新世社、2012)115頁。

⁽¹⁰⁾ The New York Times2013年3月30日Technology面、The New York Times2013年10月30日Technology面。

⁽¹¹⁾ The New York Times2013年10月30日Technology面。インターネットプライバシーを保護するための各州法の動向については、National Conference of State LegislaturesのHP(<http://www.ncsl.org/aboutus.aspx>)。

クラウドサービスを提供している事業者が外国法人である場合、サーバが海外に設置されることが少なくない。その場合、当該サーバが米国愛国者法（2002年）に基づく捜査の対象となった場合には停止を余儀なくされる可能性があり⁽¹³⁾、また、EUデータ保護指令25条に定める十分な保護レベルの第三国への移転条項⁽¹⁴⁾にも留意しなければならず、さらに、外為法23条3項に基づき特定技術を内容とする情報の送受信をする場合には経済産業大臣の許可を受ける義務がある⁽¹⁵⁾。

2 インサイダー取引に関する近時の法改正

(1) 情報伝達行為および取引推奨行為

従来から、会社関係者、公開買付者等関係者または第一次情報受領者は、インサイダー取引規制（未公表の重要事実を知りながら上場株式等の売買等をする）の対象であり（金商法166条1項3項、167条1項3項）、課徴金や刑事罰の対象とされてきた。

平成25年6月12日に成立した改正金融商品取引法（以下、「改正金商法」という）では、新たに、会社関係者または公開買付者等関係者が、未公表の重要事実を伝達し（情報伝達行為）、または、未公表の重要情報を伝達しないが上場株式の取引を勧める（取引推奨行為）場合にも、課徴金や刑事罰の対象とされうようになった（改正金商法167条の2）。

そこで、企業としては、社外の者に対する情報伝達行為のみならず、社内における

情報伝達行為についても、情報管理態勢の強化を図る必要がある⁽¹⁶⁾。

もつとも、上述した情報伝達行為や取引推奨行為に該当するためには、他人に取引をさせることにより当該他人に利益を得させまたは当該他人の損失の発生を回避させる主観的目的が必要である（主観的要件、改正金商法167条の2）。また、上述した情報伝達行為や取引推奨行為が課徴金や刑罰の対象となるためには、情報を伝達されまたは取引を推奨された当該他人が実際に取引をした場合に限られる（改正金商法175条の2、197条の2）。

(2) クロクロ取引

従来、会社関係者等のインサイダー取引については、上場会社に係る未公表の重要事実を知っている者同士の相対取引は、インサイダー取引規制の適用除外とされている（金商法166条6項7号）が、これはあくまで会社関係者および第1次情報受領者間の相対取引に限定されている。

例えば、大株主が保有株を大口で売却する際に、価格変動リスクを下げるべく市場外で相対のブロックトレードを行う際、上場会社が買い手に未公表の重要事実を伝達してあえて買い手を第1次情報受領者としたうえで当該相対取引を実施してきた。しかしこれは迂遠であるから、第1次情報受領者および第2次情報受領者間の取引を含め、業務等に関する重要事実を知っている者同士の間の取引を、インサイダー取引規制の適用除外とすることとなった（改正金商法166条6項7号）。

⁽¹²⁾ 日本経済新聞平成26年1月6日朝刊19面。

⁽¹³⁾ 岡本篤尚『《9・11》の衝撃とアメリカの「対テロ戦争」法制』（法律文化社、2009）107頁以下。

⁽¹⁴⁾ 前掲注（2）参照。

⁽¹⁵⁾ 経済産業省「クラウドコンピューティングと日本の競争力に関する研究会 報告書」（平成22年8月16日）32頁。

⁽¹⁶⁾ 松尾直彦『最新インサイダー取引規制 平成25年改正金商法のポイント』（きんざい、2013）23頁。

(3) 公表制度

さらに、平成25年金商法改正により、新たに公表制度（改正金商法192条の2）が導入されたから、インサイダー取引規制を含む金商法に係る法令行為違反者の氏名が公表されうることとなった。

3 ネット上での風評被害対策

(1) 対策は6類型

企業の風評がネット上に掲載されてしまった場合、企業としては、①放置、②企業としての見解の公表、③サイト管理者に対する削除要求、④投稿者の特定（発信者情報開示請求）、⑤民事損害賠償請求訴訟、⑥刑事告訴、の6類型が考えられる。

③は、サイト管理者の調査（サイト管理者が不明な場合はドメイン名登録者の調査から入る）→サイト管理者に対する削除要求→任意削除に応じないときは削除仮処分を申立て→効果がないときは削除請求訴訟、という手順がとられる。

④は、サイト管理者の調査（サイト管理者が不明な場合はドメイン名登録者の調査から入る）→サイト管理者に対する投稿者特定要求→サイト管理者は投稿者の住所氏名を知らないことが多いこともあり、任意に応じないことが多い→プロバイダに対する発信者情報開示請求→プロバイダはこれに応じないことが多い→そこで、IPアドレスについては開示請求仮処分を申し立て、住所氏名については開示請求訴訟を申し立てる、という手順がとられる。

(2) 仮処分申立および本訴請求での留意点

被保全権利および請求原因として、ネット上での風評被害の被害者が法人である場合は名誉権、著作権、商標権または営業権、役員または従業員という個人であればそれらに加えて名誉感情およびプライバシーも含まれる。

このうち、近時「ブラック企業」という指摘がネット上でなされることがある。これは企業の名誉権侵害の場合であり、事実適示型というより意見論評型に該当する⁽¹⁷⁾。ブラック企業という指摘により企業の社会的評価は低下するから名誉権侵害が認められる（東京地判平23.7.8、東京地判平24.8.31等）ものの、名誉毀損による不法行為が成立するためには、さらに違法性阻却事由（最判平9.9.9参照）が存在しないことが必要である。

発信者情報開示請求が認められるための要件として被害企業の名誉権が侵害されたことが「明らか」であることが必要であるから（プロバイダ責任制限法4条1項）、違法性阻却事由の不存在についても被害企業が立証しなければならないとされている（東京地判平15.3.31、東京地判平15.11.28）。そこで、被害企業は、ブラック企業なる意見論評の前提となる事実が存在しないことを、主張立証しなければならないこととなる。

4 その他

(1) 会社法改正案

平成25年12月5日に衆議院法務委員会に付託された会社法改正案では、現行の会社法施行規則100条1項5号を会社法本文に取り込むこととし、内部統制を、取締役の職

⁽¹⁷⁾ 神田知宏「インターネット上のレピュテーション・ダメージ対処法」ビジネスロー・ジャーナル2013年11月号26頁。

務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（改正法案362条4項6号等）と定義することとしているから、親会社の役員および管理職としては、子会社を含めた企業集団の情報管理を徹底すべきである。

(2) ITシステムに関する裁判例

近時ITシステムの構築に関する重要判例が相次いでいるが（外国為替証拠金取引システムに関する損害賠償請求事件（東京地判平21.2.5，東京地判平20.7.16），スルガ銀行および日本IBM間の損害賠償請求事件（東京地判平24.3.29，東京高判平25.9.26），みずほ証券および東証間の誤発注事件（東京地判平21.12.4，東京高判平25.7.24），これらの判決は役員および管理職が自社のITシステムの構築および見直しを行う際の判断基準を提供している。

(3) 不正競争防止法

平成21年の不正競争防止法の改正により、営業秘密を侵害した者に対する刑事措置の拡大に伴い、刑事訴訟手続において営業秘密の内容が公になることを恐れて被害企業が告訴を躊躇する事態が生じていた。そこで、平成23年不正競争防止法改正（平成23年6月8日公布）により、裁判において、営業秘密の内容を秘匿し、別の呼称を用いることができることになり、また、公判期日外の期日において証人尋問や被告人質問を実施することができるようになった

(4) 監視カメラの設置

監視カメラの設置に関する裁判例として、名古屋高判平17.3.30，東京高判昭63.4.1，および大阪地判平6.4.27等が、設置に係る判断基準を提供している。

(5) 職場でのモニタリング

企業が従業員に貸与しているPCに対する従業員の電子メール送受信内容へのモニタリングについては東京地判平13.12.3，東京地判平14.2.26等の裁判例がある。

(6) 転職後の企業秘密保持

雇用の益々の流動化に伴い、A社の従業員Bが、A社と同じ業界のC社に転職後、C社において、A社勤務時代に培った情報およびデータを利用して業務を行うことがある。東京地判平20.11.26は、従業員が退職した後にはその職業選択の自由が保障されるべきであるからAB間に締結されていた秘密保持契約の範囲については、その義務を課するのが合理的であるといえる内容に限定しておく必要があると述べ、秘密保持の対象となる機密事項等についての具体的定義がなく、その例示すら挙げられていないと述べて、A社側に厳格な判断を下した。

六川浩明（ろくがわ ひろあき）

小笠原六川国際総合法律事務所。一橋大学法学部卒業。首都大学東京産業技術大学院大学および早稲田大学非常勤講師。近時の共著として『IPO実務検定試験 公式テキスト（第4版）』（中央経済社、2013）、『金融商品取引法における課徴金事例の分析〈1〉インサイダー取引編』『同〈2〉虚偽記載編』（共に商事法務、2012）など。

（謝辞）米国の連邦および州のプライバシー立法動向についてアレクサンダー・ローリー弁護士（Barack Ferrazzano法律事務所 シカゴ）から多大なご教示を頂きましたことを感謝申し上げます（I would like to express my sincere gratitude to Mr. Alexander Lourie, partner at Barack Ferrazzano Kirschbaum & Nagelberg LLP, Chicago, USA, for his support and advice with regards to the current federal and state privacy legislation in US.）。